

# 民事信託士取次に関する基本協定書

## (受益者代理人)

一般社団法人民事信託推進センター（以下「甲」という。）とふくし信託株式会社（以下「乙」という。）は、受益者代理人（信託行為の定めに従い、その代理する受益者のために当該受益者の権利（信託法第四十二条の規定による責任の免除に係るものを除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する者。以下同じ。）についての相談・就任を希望する乙の顧客又は潜在的顧客（総称して、以下「サービス希望者」という。）を甲が甲に所属する民事信託士（以下「対象民事信託士」という。）に取次ぐことに関し、次のとおり合意した（以下「本協定」という。）。

### 第1条（本協定の目的）

サービス希望者に対象民事信託士を取次ぐことが、サービス希望者に対する良質なサービスを提供するために合理的であることを確認の上、取次に関する事項及び取次を受けた後のサービス希望者に対するサービス提供に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2条（取次）

- 1 乙は、サービス希望者が受益者代理人候補者として、甲へ取次の依頼があったことを書面又は電磁的方法にて取次ぐものとする。
- 2 前項の取次は、サービス希望者が作成した希望条件を甲に書面又は電磁的方法によって提供する方式で行うものとする。
- 3 甲は、甲の内部基準に基づき、対象民事信託士の中から予め候補者としての適性及び資質を確認した者を複数名、候補者としてサービス希望者に連絡する。
- 4 乙は、予め、サービス希望者に対し、サービス希望者が作成した希望条件を甲及び対象民事信託士に提供することの承諾を得るものとする。

### 第3条（甲の業務遂行）

甲は、前条により取次を受けたサービス希望者に対し、サービス希望者が作成した希望条件に沿う受益者代理人候補者である対象民事信託士を取次ぐべく対応する。

### 第4条（誓約書）

対象民事信託士が、受託者である乙に対し、サービス希望者の設定した信託の受益者代理人として就任する旨の通知をした場合（取次の結果、サービス希望者が対象民事信託士と契約した場合、当該対象民事信託士を「採用後民事信託士」という。）、乙は、採用後民事信託士に対し、乙に「甲及び乙の意向を受けず独立の立場で受益者代理人として行為する」旨が明記された誓約書の写しを提出させるものとする。

#### 第5条（業務の相互理解）

甲及び乙は、各々が取り扱う業務を相互に尊重の上、本協定を遵守し本協定による業務を遂行し、甲及び乙は、最良・最適な業務の遂行のために相互に支援する。

#### 第6条（法令遵守）

甲及び乙は本協定に関する業務遂行にあたり、本協定及び法令等を遵守する。

#### 第7条（守秘義務）

- 1 甲及び乙は、本協定の履行に関連して相手方から入手した情報を相手方の書面による同意なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本協定に関する業務の遂行以外の目的で使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
  - (1) 相手方から入手した時点で、既に公知であったか自己が保有していたもの。
  - (2) 相手方から入手した後、自己の責によらず公知となったもの。
  - (3) 相手方から入手した後、適正な権限を有する第三者から秘密保持の義務を課せられることなく適正に開示を受けたもの。
  - (4) 法令等に基づき開示を求められたもの。
- 2 前項にかかわらず、甲及び乙は、「個人情報保護に関する法律」第2条第1項に規定する「個人情報」については、同法その他の関連法令等を遵守する。
- 3 甲及び乙は、万一情報漏えい等が発生した場合には、相手方に速やかに報告し、被害拡大、二次被害の発生防止策を協議する。
- 4 甲は、甲の責任において、対象民事信託士に前各項と同等の義務を順守させるものとする。
- 5 本条は、本協定終了後も3年間はその効力を有するものとする。

#### 第8条（公表の同意）

甲及び乙は、本協定を締結した旨及び本協定に関するパンフレット等の営業及び広報文書を作成し公表するときは、各々相手方の事前の同意を得るものとする。

#### 第9条（費用の負担）

甲及び乙は、本協定による業務の遂行にあたっては、各々の業務において発生した費用は、各々が負担し、相手方に請求しないものとする。

#### 第10条（損害賠償）

甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を生じさせた場合には、その損害との間に相当因果関係が認められる範囲内において、相手方が直接被った現実の損害を賠償する責を負うものとする。

## 第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（総称して、以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
  - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - （4）暴力団員等に対してそれと知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
  - （1）暴力的な要求行為
  - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
  - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - （5）その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続を不適切と判断する場合には、何ら催告することなく、本協定を解除できるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとする。
- 4 前項の規定により、本協定を解除された当事者に損害が生じた場合、当該当事者は相手方に何らの請求をすることができない。また、相手方に損害が生じた場合は、当該当事者がその賠償責任を負う。
- 5 甲は、本協定に基づき業務を遂行する採用後民事信託士より暴力団員等でない旨の表明・確約を得ることとする。
- 6 甲及び乙は、採用後民事信託士について前項に基づく表明・確約違反が判明した場合、速やかに相手方に通知するとともに、以後の対応について協議するものとする。

## 第12条（協定の解除・解約）

甲及び乙は、相手方が本協定の条項に違反し、違反事項の改善を相手方に通告したにもかかわらず相手方の改善が見られないときは、書面による通知をもって直ちに本協定を

解除できるものとする。また、解約を希望する日の3か月前までに、相手方に書面による通知を行うことで本協定を解約できるものとする。

#### 第13条（協定の期間）

本協定の有効期間は、2023年11月13日から2024年11月12日までの1年間とする。ただし、本協定の期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解約の申出がない場合には、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第14条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本協定は日本法に準拠し、日本法をもって解釈される。
- 2 甲及び乙は、本協定に関して甲乙間で係争が発生したときは東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

#### 第15条（協議事項）

甲及び乙は、信義に基づいて誠実にこの協定を履行し、本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### 第16条（検討事項）

甲及び乙は、この協定の施行後1年を目途として、この協定の施行状況、取次の在り方を勘案し、この協定の規定について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙、それぞれが記名押印のうえ、各々1通を保有する。

2023年11月13日

甲 東京都中央区銀座1丁目12番4号 N&E BLD. 7階  
一般社団法人民事信託推進センター  
代表理事 押井 崇



乙 東京都新宿区四谷本塩町1番13号 横尾ビル2階  
ふくし信託株式会社  
代表取締役 山北英仁

